

大田スタジアムの広告掲載に関する募集要項

1 募集目的

大田区では、区保有の施設を有効活用し、歳入確保及び施設サービスの維持・向上を図るため、大田スタジアムに広告の掲載を希望する広告主（以下、「広告主」という。）を募集します。

2 施設概要

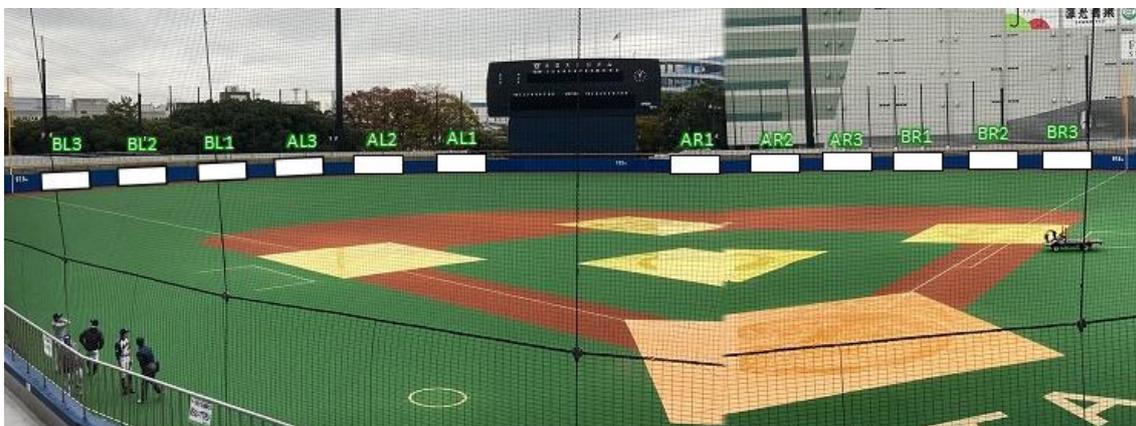
名称	大田スタジアム		
所在地	大田区東海一丁目2番10号		
ホームページ	https://ota-stadium.jp/		
特徴	全面人工芝の硬式野球場。例年9割を超える高い利用率があり、多くの方々に利用されています。また、全国高等学校野球選手権大会東東京大会（甲子園予選）や都市対抗野球大会東京都二次予選、大学野球リーグ等のハイレベルなアマチュア野球の公式戦でも多く利用されており、「するスポーツ」、「みるスポーツ」の双方で楽しめる施設として広く知られています。		
開場日	平成7年7月開場 令和元年7月リニューアルオープン		
規模	中堅 122m、両翼 97.6m 観客席 3,223 席（内車いす席 32 席）		
利用状況	年度	利用者 (スタンド入場者込み)	稼働率 (早朝コマ除く)
	平成29年度	176,282人	91.6%
	平成30年度	大規模改修工事のため休場	
	令和元年度 (9か月間)	101,625人	90.3%
	令和2年度	50,549人	83.9%
	令和3年度	67,644人	90.7%
	令和4年度	104,116人	91.7%

3 広告の規格等及び掲載料

(1) 広告の規格等

掲載位置	<p>外野ラバーフェンス（計 12 区画）</p>  <p>※詳細は以下の【参考】掲載位置イメージのとおり</p>
規格・仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 区画につき、縦 1.5m×横 8m 内で掲載してください。 ・ 掲載する文字等は企業・学校・団体名、商品名、商標及びキャッチフレーズとします。なお、色は白のみとします。 ・ 再剥離タイプのシールを貼り付けて表示してください。 ・ 耐久性のある材質とし、太陽光や照明光による光の乱反射等によって施設の利用に支障をきたす仕上げは禁止します。
掲載期間	<p>原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間 ただし、年度途中からの掲載も可能ですが、その場合も掲載期間の終期は3月31日までとします。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の作成、掲載、維持管理、撤去等の広告に係る一切の費用については、広告主の負担となります。 ・ 広告の掲載、撤去作業等により、大田スタジアムの施設が破損及び汚損した場合は、広告主の責任で原状回復していただきます。 ・ 広告が破損及び汚損している場合は、区と協議の上、広告主の責任において速やかに補修していただきます。 ・ 新たに広告を掲載する場合において、施設の利用状況や悪天候等により、広告主の掲載開始希望日までに施工完了しない場合がありますが、原則として掲載料は掲載月から発生します。 ・ 広告を撤去する場合は、撤去希望月の3か月前の末日までにお申し出いただき、区の指定する期日までに完了してください。なお、区の指定する期日から掲載期間終期の3月31日までの広告掲載料は返還いたしません。 ・ 施設維持管理上必要な工事や作業などにより臨時休場等が生じた場合においても、原則として広告掲載料は返還いたしません。 ・ 広告の掲載期間の更新を希望する場合は、以下の「7 申込方法等」に沿った申込みを毎年度行ってください。

【参考】掲載位置イメージ



(2) 広告の掲載料

掲載位置	広告数	掲載料 (税込) (注1)
中堅側 (AL 1～3、AR 1～3)	計6区画	1区画につき 462,000 円/年
両翼側 (BL 1～3、BR 1～3)	計6区画	1区画につき 372,000 円/年

(注1) 年度途中から掲載する場合は、本表掲載料を月割りで計算します。なお、掲載料は掲載月から発生するものとします。

4 広告掲載料の納入

広告掲載期間の開始日の14日前までに、当該掲載期間分の広告掲載料を一括して前納してください。

5 広告の制限

大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱第4条第2項及び大田区における民間事業者等広告掲載取扱基準第4条第1項に該当する広告は、掲載できません。(参考条文は末尾参照のこと)

6 応募資格

大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱第4条第3項及び大田区における民間事業者等広告掲載取扱基準第4条第2項に該当しない事業者。(参考条文は末尾参照のこと)

7 申込方法等

(1) 申込み期間

随時申込みを受け付けています。ただし、原則として希望広告掲載開始月

の3か月前の末日（当該日が大田スタジアムの休場日に当たるときはその直前の開場日）までに申込みを行ってください。

（2）提出書類

申込みにあたっては、以下の書類を大田スタジアム指定管理者に提出してください。

- ア 大田スタジアム広告掲載申込書（第1号様式）
- イ 広告掲載案（掲載する文字等のラフスケッチなど）
- ウ 広告主の概要（会社概要書、会社案内パンフレットなど）
- エ 行政財産目的外使用許可申請書
- オ 行政財産目的外使用料免除申請書
- カ 直近1年分の納税状況確認書類
 - 法人：納税証明書（法人税・法人住民税・法人事業税）
 - 個人：納税証明書（所得税・個人住民税・個人事業税）

（3）提出及び問合せ先

大田スタジアム指定管理者

〒143-0001 大田区東海一丁目2番10号

電話：03-3799-5820 FAX：03-3799-5782

E-mail: stadium@bz01.plala.or.jp

（4）留意事項

- ア 申請に要する経費は、全て広告主の負担とします。
- イ 必要に応じ、ヒアリングや追加書類の提出を求めることがあります。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出書類は、情報公開条例の規定に基づき開示されることがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は公開しません。

8 広告掲載の決定

区長は広告主の申込みの順序により、提出された書類一式を審査し、広告掲載の可否を決定します。ただし、同日に複数の広告主から重複する申込みがあったときは、大田スタジアム広告掲載取扱要綱第10条第2項及び第3項に基づき、広告主を決定します。（参考条文は末尾参照のこと）

広告掲載できると決定したときは、大田スタジアム広告掲載決定通知書（第2号様式）により、広告掲載できないと決定したときは大田スタジアム広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、広告主に通知します。

大田スタジアム広告掲載決定通知書を受けた広告主は「4 広告掲載料の納入」のとおり、広告掲載期間の開始日の14日前までに、当該掲載期間分の広告掲載料を一括して前納してください。納入しましたら、大田スタジアム指定管理者と施工日等を調整し、広告を掲載してください。

9 広告掲載の決定の取消

以下の事実が判明した場合は、広告掲載の決定を取り消すことがあります。取り消す場合は、大田スタジアム広告掲載決定取消通知書（第4号様式）により、広告主に通知します。なお、この場合において既納の広告掲載料については返還いたしません。

- (1) 広告掲載位置を区長の許可なく、無断で第三者に譲渡又は転貸した場合
- (2) 虚偽等不正な手段を用いて広告主となった場合
- (3) 区の名誉や信用の失墜、又は業務を停滞させるような行為があった場合
- (4) その他、大田スタジアム広告掲載取扱要綱に違反するなど広告掲載事業に支障をきたす場合

10 その他

広告主は、本募集要項及び大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱、大田区における民間事業者等広告掲載基準、大田スタジアム広告掲載取扱要綱を熟読したうえで、申込みを行ってください。